

岩手県告示第 307 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
木沢医院	宮古市大字津軽石第 5 地割 80 番地	宮古市津軽石第 5 地割 80 番地 12	平成 19 年 2 月 5 日